

○福島市上下水道局給水装置工事資金融資あっせん制度要綱

平成 20 年 3 月 27 日 水道局要綱第 3 号

改正 平成 28 年 2 月 25 日 水道局要綱第 2 号

改正 令和 3 年 4 月 1 日 水道局要綱第 9 号

改正 令和 4 年 4 月 1 日 水道局要綱第 28 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日 上下水道局要綱第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、自家用水道から上水道へ切替えたい者（以下「上水道切替希望者」という。）の経済的な負担を軽減することで、上水道の普及促進を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善に資することを目的とし、上水道切替希望者が行う給水装置工事の施工に必要な資金（以下「資金」という。）を融資あっせんする福島市上下水道局給水装置工事資金融資あっせん制度（以下「融資制度」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(融資制度の対象となる給水装置工事)

第 2 条 融資制度の対象となる給水装置工事は、自家用水道から上水道へ切り替える工事で、これに要する費用が 10 万円以上のものとする。ただし、福島市水道条例（昭和 55 年条例第 35 号。以下「条例」という。）第 35 条に規定する加入金及び条例第 36 条に規定する手数料は費用に含まない。

(用語の定義)

第 3 条 前 2 条に規定する「自家用水道」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 6 項に規定する専用水道及び現行の法の規制の対象となっていないものをいい、法第 3 条第 3 項に規定する簡易水道のうち民営のもの、及び福島市給水施設等条例（平成 24 年条例第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する給水施設のうち民営のものは含まない。

(融資あっせんの方法)

第 4 条 福島市上下水道局（以下「局」という。）は、この融資制度の趣旨に従い資金の融資をあっせんし、資金の融資は、局が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）が行うものとする。

(申込者の資格)

第 5 条 上水道切替希望者で融資を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、福島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものは、この限りでない。

- (1) 福島市内に居住し、給水装置工事をしようとする住居等の所有者であること。ただし、法人は除くものとする。
- (2) 償還能力があること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

- (4) 連帯保証人を有すること。
- (5) その他必要な条件は、金融機関の定めるところによる。

(融資の額)

第6条 融資の額は、福島市水道条例施行規程（昭和55年水管規程第4号）第9条に規定する給水装置工事施行承認申込書（以下「給水装置工事申込書」という。）に記載する工事金額の範囲内とし、1戸10万円以上、1万円単位で60万円を限度とする。ただし、貸家、アパートの場合は、1戸10万円以上45万円以内とし、総額200万円を限度とする。

(融資の申込み)

第7条 申込者は、給水装置工事申込書の提出の際に、給水装置工事資金金融あっせん申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出するものとする。

- (1) 申込者の前年度の納税証明書
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(融資あっせんの決定)

第8条 管理者は、融資あっせんの可否を決定し、給水装置工事資金融資あっせん可否決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）、福島市給水装置工事資金借入申込書兼専決貸出承認書、金銭消費貸借契約証書及び福島市上下水道局給水装置工事検査要綱（昭和62年水道局要綱第1号）第7条に規定する給水装置しゅん工検査通知書（以下「検査通知書」という。）を申込者に交付するものとする。

(融資の手続き)

第9条 申込者は、前条に規定する書類をもって、検査通知書の証明日より3月以内に金融機関で融資の手続きを行うものとする。

(償還及び利子)

第10条 融資金の償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から5年（60月）以内の元金均等月賦償還とし、毎月7日までに金融機関に支払うことにより行うものとする。

- 2 融資金に係る利子は、局が全額負担する。
- 3 償還金の支払いを第1項に規定する支払日後に行うときは、融資を受けた者（以下「借受者」という。）は当該支払日に支払うべき金額に、当該支払日の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、申込者が金融機関と取り交わす金銭消費貸借契約証書による年利（365日の日割計算）の割合を乗じて得た額に相当する延滞損害金を加算して、金融機関に支払わなければならない。

(融資申込みの取消し)

第11条 申込者は、融資の申込みを取り消したいときは、給水装置工事資金融資あっせん申請取消届（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、既に決定通知書を受けているときは、決定通知書を添付するものとする。

- 2 管理者は、申込者が第9条に規定する期日までに、金融機関と融資の手続きを行わな

かった場合は、融資の申込みを取り消すものとする。

（取扱金融機関）

第12条 取扱金融機関は、株式会社東邦銀行、株式会社常陽銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、福島信用金庫、東北労働金庫、ふくしま未来農業協同組合で福島市内に所存する店舗とする。

2 管理者と金融機関は、融資制度の施行について必要な事項を別途契約するものとする。

（連帯保証人）

第13条 申込者は、給水装置工事をしようとする場所が住宅等の場合は1名、貸家、アパートの場合は2名の連帯保証人を設定しなければならない。

2 連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 保証能力があること。
- (2) 福島県内に住所を有すること。
- (3) その他必要な条件は、金融機関の定めるところによる。

3 借受者は、連帯保証人が死亡若しくは失踪が確認されたとき、又は前項に規定する要件を欠くに至ったときは、新たに連帯保証人を設定しなければならない。

（融資金の流用及び重複融資の禁止）

第14条 融資金は融資の対象となった工事以外の用途に使用してはならない。

2 借受者は、融資金の償還が終わるまでは、新たに融資の申込みをすることができない。

（届出の義務）

第15条 借受者が次の各号の一に該当するときは、本人又は関係者は、速やかに給水装置工事資金融資事項変更届（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所が変わったとき。
- (2) 死亡、失踪が確認されたとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、競売の申し立てを受けたとき。
- (4) 災害等特別な理由により、融資金の償還について支障が生じたとき。
- (5) 第13条第3項に該当し、新たに連帯保証人を必要とするとき。

2 管理者は、前項の届出があったときは、その内容を金融機関に通知するものとする。

（融資金の繰上償還）

第16条 管理者は、借受者が次の各号の一に該当するときは、償還期限前であっても融資金の全部を繰上償還させることができる。

- (1) 建物又は土地を他人に譲渡したとき。
- (2) 仮差押、仮処分、強制執行、破産、競売の申し立てを受けたとき。
- (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき。
- (4) 支払いを停止したとき。

(5) 本借入金を借入後長期にわたり使用しなかったとき。

(6) 虚偽その他不正の方法により融資を受けたとき。

(7) その他この要綱に違反したとき。

(庶務)

第 17 条 この要綱の施行に係る庶務は、給水課において行う。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。